

農繁期に農機盗難が多発しています。
盗難防止対策を行って下さい。

一般社団法人日本農業機械化協会

近年、農業機械（特に大型トラクター）の盗難被害が多発しており、手慣れた窃盗団による計画的な犯罪が目立ちます。

当協会は、関係団体と連携し、農業機械盗難情報（型式・機体番号など）の共有により、盗難農機を容易に流通できない環境づくりを行うため、「農業機械盗難被害情報共有システム」（図）を運用しています。

農家の方が農業機械を盗難された場合、速やかに最寄りの交番や警察署に届け出るようお願いいたします。

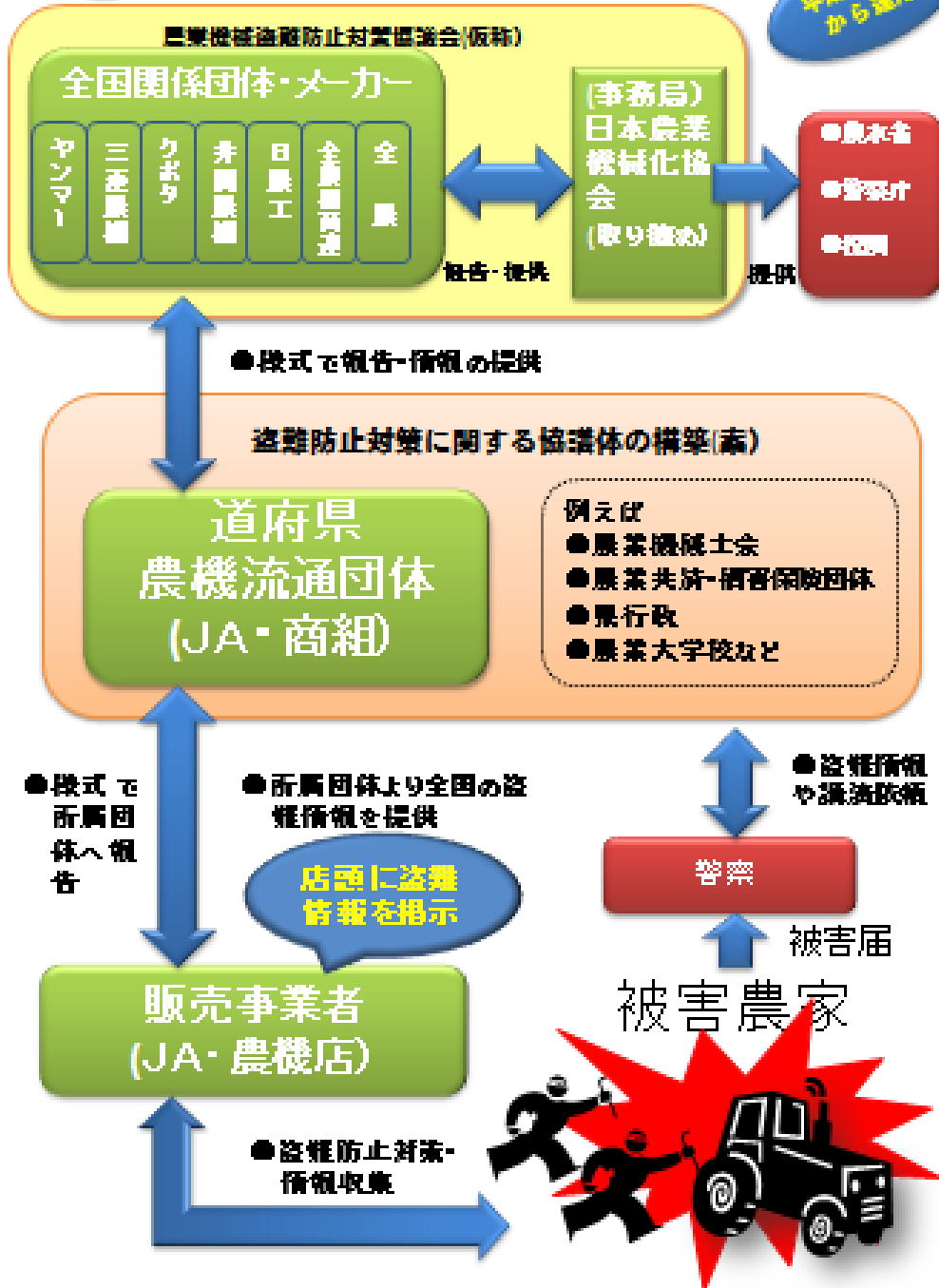
更に、購入先の農機販売事業者（JA、農機販売店）へも連絡をお願いいたします。関係者が農機盗難情報を共有し、盗難農機は取り扱わない。警察に通報するなど盗難機械の流通をし難くし、窃盗の抑止力に繋げることにしています。

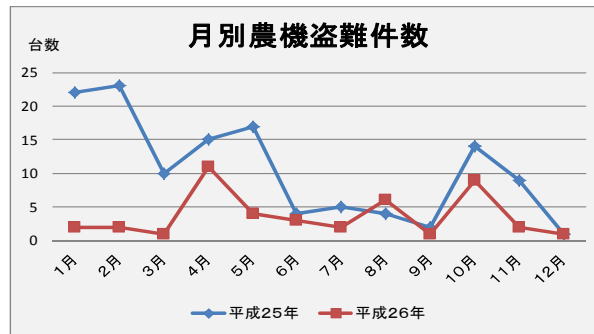
盗難情報は、警察・行政・税関等の間で情報を共有し、特に税関との共有では、輸出時に通関書類記載の情報と照合するなど不正輸出を阻止することにもなっています。

農業機械盗難情報共有システム

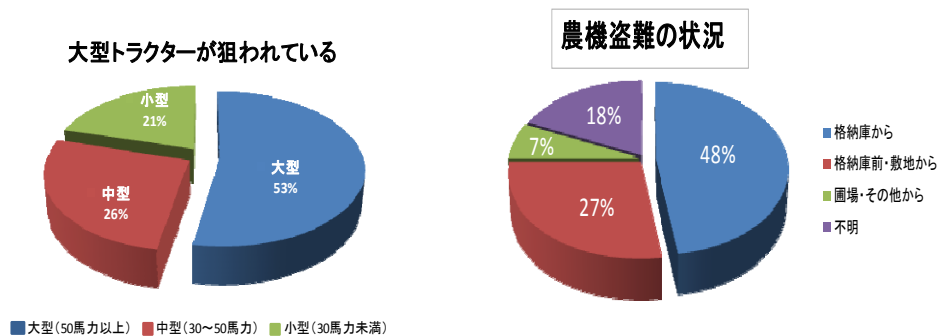
● 情報提供にご協力をお願いします。

平成25年度
から運用





また、農機盗難件数を月別で見ると2月～5月の春作業と10月～11月の秋作業の農繁期が多く、面倒でも使用後は格納庫の中に入れ、外から農機が見えないように確りと施錠し、キーは本体から外し保管するとともに、出入り口をトラックなどでバリケード、その上、防犯カメラ、センサー付ライト、ブザー、盗難防止用器具など二重三重の盗難対策を考えられるようお願いします。



また、平成26年度の盗難農機を機種別で見るとトラクターが8割を占めており、比較的新しい高額なキャビン付き大型トラクター（50馬力以上が半数を占める）の盗難が目立ちます。（キャビンのガラスを割るなど）

盗難の状況は、「格納庫から」21台（48%）、「格納庫前・敷地内から」12台（27%）、「圃場・その他から」3台（7%）、不明8台（18%）となっています。

この農繁期に盗難が多発しますので、盗難による被害を防止するための農業機械の適正な保管について下記事項を参考に対策を講じられるようお願いします。

1 徹底すべき対策

- (1) 農業機械にエンジンキーをさしたまま放置しないこと。

(2) 田畑、農道等の住居から離れた場所やハウス内に農業機械を放置せず、農業機械を
施錠の上、施錠された倉庫等に保管すること。

2 有効と考えられる対策

(1) 農業機械に警報器、ハンドルロック等の盗難防止用品を装置すること。

(2) 倉庫等に、防犯灯（センサー付きライト）、防犯カメラ、防犯警報器等を設置すること。

(3) 倉庫のシャッター前、敷地の出入り口等、想定される通路にトラック等の障害物を置くこと。

3 盗難被害に対する備え

(1) 農業機械の盗難に対して付保する保険等に参加すること。

(2) 農業機械の車体番号が記載された書類を保管すること。

4 盗難に遭った場合の対応速やかに最寄の警察署等に届け出るとともに、農協や販売店に情報提供すること。